

## 千葉県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（医療分） 交付要綱

### （趣旨）

第1条 知事は、医療機関等に勤務する医療従事者や職員（派遣労働者の他、業務委託受託者の労働者として当該医療機関において働く従事者を含む。以下「医療従事者等」という。）が、新型コロナウイルス感染症の拡大防止・収束に向けてウイルスに立ち向かい、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることに対し、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱」（令和2年6月16日付け医政発0616第1号・健発0616第5号・薬生発0616第2号厚生労働省医政局長・厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。以下「国の実施要綱」という。）及び「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付要綱」（令和2年6月16日厚生労働省発医政0616第1号・厚生労働省発健0616第6号・厚生労働省発薬生0616第65号厚生労働事務次官通知。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において慰労金を給付する。

### （慰労金の給付）

第2条 慰労金は、国の実施要綱3.（17）に基づき、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県等から役割を設定された医療機関等に勤務し、患者と接する医療従事者等に対し給付する。

2 慰労金の金額は、別紙のとおりとする。なお、第3条第2項の規定により慰労金を代理受領する医療機関等に対して給付する金額は、医療機関等が医療従事者等に対して慰労金を給付するために要する振込手数料の実費を加えた額とする。

### （慰労金の申請等）

第3条 慰労金の給付を受けようとする場合、原則として、医療機関等が、医療従事者等から委任を受けて代理申請・受領を行い、医療機関等から医療従事者等に給付するものとする。

2 医療従事者等から委任を受けて代理申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、医療従事者等から代理申請・受領委任状（様式第3号の1又は2）を徴取した上で、あらかじめ指定する期日までに、給付申請書兼概算払請求書（様式第6号）、医療機関等情報（様式第1号）及び給付対象内訳（様式第2号）を、知事に提出するものとする。

3 やむを得ない理由により、医療機関等（国又は自治体が設置するものに限る）による代理受領が困難である場合、申請者は、医療従事者等から代理申請委任状（様式第4号の1又は2）を徴取した上で、あらかじめ指定する期日までに、給付申請書（様式第6号の2）、医療機関等情報（様式第1号）及び給付対象内訳（様式第2号）を、知事に提出するものとする。

4 やむを得ない理由により、医療機関等による代理申請及び受領が困難である場合、医療従事者等は、個別申請書（様式第9号）及び誓約書（様式第10号）を知事に提出するものとする。

5 第2項及び第3項において、派遣労働者の他、業務委託受託者の労働者に対する慰労金を申請しようとするときは、委託会社等の医療従事者等に係る慰労金の代理申請・受領委任状（様式第3号の1若しくは2又は様式第4号の1若しくは2）並びに代理申請・受領

委任状（様式第5号）及び給付対象者内訳（様式第5号別紙）を委託会社等から徴取した上で行うものとする。

- 6 第2項、第3項、第5項に規定する代理申請・受領委任状については、医療機関等で保管するとともに、知事が、必要に応じて提出を求めた場合には、医療機関等は速やかに提出しなければならない。

（暴力団の排除）

第4条 申請者の役員等（業務を執行する社員、理事、監事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）又は前条第4項の規定により申請を行う医療従事者等が、次の各号のいずれかに該当する者であるときは、給付の対象とならない。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 二 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
  - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
  - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
  - ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- 三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（申請の受付開始日及び期限）

第5条 慰労金の申請受付開始日は、令和2年7月28日とし、別に知事が定める日までに申請しなければならない。

（交付の決定及び条件）

第6条 知事は、申請者又は医療従事者等から第3条の規定に基づく申請があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに慰労金の交付を決定するものとし、その決定の内容を申請者又は医療従事者等に通知するとともに、慰労金を給付する。なお、交付決定した額の範囲内において、概算にて慰労金を支払うことができる。

- 2 第3条第2項による申請を行った申請者は、知事が特別の理由があると認める場合を除き、前項の通知を受けた日が属する月の翌月の末日までに、各医療従事者等に対し、交付を受けた慰労金の給付を完了しなければならない。
- 3 申請者は、本慰労金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を慰労金の額の確定の日の属する

年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(実績報告)

第7条 第3条第2項により申請を行う申請者は、医療従事者等への給付が完了した日から起算して1か月を経過した日又は毎年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第8号)に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

- 一 実績報告内訳書(様式第7号)
- 二 慰労金を職員等に対して給付した際の証憑書類
- 三 要した振込手数料にかかる証憑書類
- 四 誓約書(様式第10号)
- 五 役員等名簿(様式第11号)
- 六 その他知事が必要と認める書類

(慰労金の返還)

第8条 知事は、前条の報告内容が交付決定の内容及び条件に適合するか審査を行い、実績額を超える慰労金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

(決定の取消等)

第9条 知事は、申請者等(申請者又は第3条第4項の規定により申請を行った医療従事者等をいう。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、慰労金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により慰労金の交付を受けたとき。
- 二 慰労金の他の用途への使用をし、その他交付事業に関し慰労金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)若しくは同条第二号に規定する暴力団又は第4条第二号若しくは第三号に該当する者(交付事業を行う者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体)であることが判明したとき。
- 2 知事は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合において、慰労金の当該取消に係る部分に関し、既に慰労金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 3 申請者等は、前項の規定により慰労金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る慰労金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該慰労金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 4 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、申請者等の納付した金額が返還を命ぜられた慰労金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた慰労金等の額に充てられたものとする。
- 5 申請者等は、慰労金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額(未納付額の一部が納付

されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

6 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

7 知事が第6条の規定による交付の決定を行った後、申請書等の不備による振込不能等があり、千葉県が確認等に努めたにもかかわらず申請書等の補正が行われず、交付対象者の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(慰労金の給付等に関する周知等)

第10条 知事は、千葉県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金給付事業の実施に当たり、給付対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による医療機関等及び医療従事者等への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 知事が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、医療機関等又は医療従事者等から第5条に定める申請の期限までに第3条の規定による申請が行われなかった場合は、給付対象者が慰労金の給付を受けることを辞退したものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 知事は、慰労金の給付を受けた後に給付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により慰労金の給付を受けた者に対して、給付を行った慰労金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 慰労金の給付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月27日から施行し、令和2年度予算に係る慰労金について適用する。

(別紙)

- ・新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、千葉県から役割を設定された重点医療機関、感染症指定医療機関、その他の千葉県が新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関に勤務し、患者と接する医療従事者や職員
  - ①実際に新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った医療機関である場合  
医療従事者や職員に対して1人200,000円を給付  
※ただし、当該医療機関において、実際に初めて新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った日以降に勤務していない医療従事者や職員に対しては、1人100,000円を給付
  - ②新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行っていない医療機関の場合  
医療従事者や職員に対して1人100,000円を給付
- ・新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、千葉県から役割を設定された帰国者・接触者外来を設置する医療機関又は千葉県、千葉市、船橋市又は柏市から役割を設定された地域外来・検査センターに勤務し、患者と接する医療従事者や職員
  - ①実際に新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症の疑い例を含む。）に診療等を行った医療機関等である場合  
医療従事者や職員に対して1人200,000円を給付  
※ただし、当該医療機関等において実際に初めて新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症の疑い例を含む。）に診療等を行った日以降に勤務していない医療従事者や職員に対しては、1人100,000円を給付
  - ②新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症の疑い例を含む。）に診療等を行っていない医療機関等の場合  
医療従事者や職員に対して1人100,000円を給付
- ・新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、千葉県、千葉市、船橋市又は柏市から役割を設定された宿泊療養・自宅療養を行う場合の新型コロナウイルス感染症患者（無症状病原体保有者及び軽症患者を含む。以下「軽症者等」という。）に対するフォローアップ業務、受入施設での対応等で軽症者等と接する医療従事者や職員（千葉県、千葉市、船橋市又は柏市からの依頼又は委託等により、当該業務に従事する者に限る。）  
医療従事者や職員に対して1人200,000円を給付
- ・千葉県、千葉市、船橋市又は柏市から新型コロナウイルス感染症患者への対応の役割を設定されていない医療機関（病院及び診療所）、訪問看護ステーション又は助産所に勤務し、患者（助産所にあつては妊産婦）と接する医療従事者や職員
  - ①実際に新型コロナウイルス感染症患者に対して入院診療等を行った医療機関等である場合  
医療従事者や職員に対して1人200,000円を給付  
※ただし、当該医療機関において、実際に初めて新型コロナウイルス感染症患者に対して入院診療等を行った日以降に勤務していない医療従事者や職員に対しては、1人50,000円を給付
  - ②新型コロナウイルス感染症患者に対して入院診療等を行っていない医療機関等の場合  
医療従事者や職員に対して1人50,000円を給付